

令和 4 年 6 月 8 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2021

課題番号：18K01384

研究課題名（和文）知的財産権侵害に対する救済制度の研究 - 交渉促進規範としての救済法という観点から -

研究課題名（英文）Remedies for intellectual property infringement

研究代表者

愛知 靖之（Echi, Yasuyuki）

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：40362553

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：当事者間の交渉を促進させるための規範として、知的財産権侵害に対する救済法をどのように活用すべきかを総合的に研究した。この研究により、特許権や著作権の特質を踏まえつつも、損害賠償の算定において統一的理解を維持すべきことなどを明らかにした。さらに、国境を越えた知的財産権侵害に対する救済などについても考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、特許法や著作権法などそれぞれの知的財産法分野の特性を踏まえつつ、侵害抑止と相手方の行為自由の保障・填補賠償の原則とが調和した救済制度のあり方を明らかにすることができた。これにより、差止めや損害賠償など救済制度をどのように運用することが当事者間の紛争解決に資するかという大きな課題に道筋をつけることができた点が、本研究の意義である。

研究成果の概要（英文）：I conducted comprehensive research on how to utilize the remedies for intellectual property infringement as the norms that facilitate negotiations between the parties. By this study, I clarified that a unified understanding should be maintained in the calculation of damages while considering the characteristics of patents and copyrights. I also considered the remedies for cross-border intellectual property infringement.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産権 救済

1. 研究開始当初の背景

知的財産は、消費の非競争性・非排除性という公共財的性格を有するが故に、法制度のバックアップなしに、知的財産の創作者が無断利用を人為的に排除することは著しく困難である。しかし、知的財産が創作者との市場における交渉なしに無断で他者に利用されることを放置すれば、市場における財・資源の交換を通じた効率的配分が実現できなくなる。そこで、このような市場・交渉メカニズムの機能不全に対処するための法制度が求められる。これが知的財産の無断利用すなわち知的財産権侵害に対する救済制度にほかならない。救済制度の存在それ自体が一定のサンクションとして機能することで、知的財産権侵害を抑止し、交渉を促進させる側面があることはよく知られている。

実際、一連のアップル対サムスン知財高裁大合議判決・決定(知財高判平成26年5月16日判時2224号89頁・同146頁)は、FRAND宣言をした必須特許に関して、特許権者が真摯に交渉に応じない場合には、差止請求に加えて損害賠償請求全てを権利濫用とする一方、標準化技術利用者が真摯に交渉に応じない場合には、差止めとともにライセンス料相当額を超える損害賠償の支払いまで認めるという規範を提示した。この規範は、誠実に交渉しない当事者にサンクションを課すことによる交渉促進機能を持つものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、とりわけ知的財産権侵害に対する救済手法の中核をなす差止請求・損害賠償請求に焦点を当て、市場における交渉を通じることなく財・資源の利用が行われやすい(無断利用・模倣が行われやすい)知的財産について、侵害を抑止し、当事者の交渉を促進させるために、救済法をどのように活用すべきかを明らかにすることである。

もっとも、侵害抑止という側面のみを強調し、過大なサンクションを課すことは、差止請求においては行為者の行為自由に対する直接的な過剰介入をもたらす、損害賠償請求においては填補賠償の原則に反することになる。救済法を検討するに当たっては、侵害抑止と相手方の行為自由の保障・填補賠償の原則との調和を図ることが重要となる。

3. 研究の方法

もっとも、一口に「知的財産権侵害」に対する救済と言っても、対象となる知的財産の性質によって救済制度のあり方は異なり得る。たとえば、同じく創作法においても、特許発明の実施主体が基本的に企業であるのに対し、著作物の利用主体は個人であることも多いため、侵害抑止の必要性にも自ずと差が生じ得るという指摘も存在する。そこで、本研究では、知的財産法横断的な視点から救済法を考察するという手法を採る。

なお、救済のうち差止請求に関しては、本研究の研究期間に入る前から、当事者間の交渉促進に資する制度のあり方に関して研究を行い、その成果を公表している(愛知靖之「民法学における差止請求権理論と知的財産法における差止請求権」別冊パテント10号12-26頁(2013年)、愛知靖之「FRAND宣言のされた標準規格必須特許に係る特許権行使 - アップル対サムスン知財高裁第合議事件を素材として - 」L&T66号1-10頁(2015年)、愛知靖之「出版物に対する差止請求の制限」上野達弘・西口元編著『出版をめぐる法的課題 - その理論と実務』269-286頁(2015年)など)。そこで、このような既存の研究で主たる対象とした一般論・抽象論を前提に、個別事案をベースとした、より具体的な検討を中心に据えることとする。

4. 研究成果

損害賠償に関する研究成果は以下の通りである。知的財産諸法における賠償額の推定規定は、いずれの法律も基本的に同一の規定が採用されており、従来は法改正においても足並みを揃え、特許法の規定を基礎に他の諸法もこれに追随する形で同様の改正が行われてきた。しかし、同じく創作法に属する特許法と著作権法においても、損害の性質は異なりうるし、特許発明の実施主体は基本的に企業であり、実施には特別の設備を必要とすることが多いのに対し、著作物の利用主体は個人であることも多く、特別の設備を要することなく、容易かつ多様・多数の利用を誘発するという側面があり、侵害抑止の必要性に違いが生じるのではないかと指摘も存在するところである。

そこで、創作法を代表とする特許法と著作権法において、損害賠償制度は統一的な理念の元に構築・維持されなければならないのか、解釈論においても、各法間の統一的理解を維持すべきなのか、各法固有の意義に照らした個別解釈を志向すべき場面があるのかを検討し、成果を公表した。とりわけ、「交渉促進規範としての救済法」という観点からは、損害賠償において十分な損害額を保障し、それを侵害に対するサンクションとして機能させることにより、事前交渉を通じた知的財産の利用を促進させることが重要となるものの、填補賠償原則という損害賠償制度の根幹をなす基本原則との調和を図ることが必要となる。このような視点にも留意して研究に従事した。

具体的には、同じく創作法に属する特許法と著作権法も、損害額の算定に関連する重要な差異

があることを出発点に研究を進めた。すなわち、特許権の場合には、権利者・侵害者とも企業等であることが多く、特許製品の製造・販売に一定の設備や能力が必要となるとともに（侵害者側の行為も、業としての実施に限られる）それらの設備・能力を備えていることが多い。これに対し、著作権の場合には、権利者・侵害者がともに個人であることも多く、一方では、著作権者自身が、作品を大量に市場流通させるための設備・能力を持たないことが多い。他方で、侵害者側としては、侵害行為が必ずしも市場において作品を大量に流通させることには留まらず、多様な利用態様が存在するほか、特別な設備や生産・販売能力を自ら持たずとも容易に行うことができる著作物利用があり得る。そのため、侵害行為が惹起されやすいという特徴がある。このように、特許権侵害の場面では、侵害訴訟が当業者同士で生じることが多く、権利者・侵害者とも一定の実施能力を有している場合が多いのに対し、著作権侵害の場面では、著作権者が実施能力を有さない個人であることも多いという事情がある。このことにより、1項・2項の適用に際して、特許権侵害場面と同様に、「著作権者は侵害品の代替品を自ら販売等していること」が必要であるとした場合、1項・2項の適用が否定されやすくなるのである。そこで、裁判例・学説においては、著作権者自身による著作物等の自己利用を要求せず、著作権者が著作物等を販売する蓋然性・可能性があれば足りるとする立場が有力となっている。

しかし、本研究では、著作権侵害の場面でも、特許権侵害の場面と同様に、著作権者は著作物それ自体を自己利用（販売等）していることまでは不要であるが、少なくとも、侵害品と代替性のあるものを自ら販売等していることは必要であると結論づけ、両法間における統一的理解を維持した。確かに、損害賠償において十分な損害額を保障し、それを侵害に対するサンクションとして機能させることにより、事前交渉を通じた知的財産の利用を促進させるという「交渉促進規範としての救済法」という視点からは、権利者自身が自己利用する比率がかなり低く、他者に利用許諾する場合が圧倒的に多い著作権の場合に、権利者自らによる販売等を要求することは、1項・2項の適用を否定し、3項の利用料相当額のみを損害額と認定することにつながる結果、賠償額が低額になり妥当ではないとの考え方も十分にあり得る。しかしながら、たとえば、著作権者は自ら直接には利用していないものの利用許諾契約によって販売する蓋然性があるとして、2項の適用を肯定したとしても、侵害者自身の販売行為により獲得された侵害者利益の全額がそのまま損害額となることはあり得ない。権利者はライセンスによるランニングロイヤリティ（印税等）を獲得しているだけであるから、2項の推定の覆滅が認められなければならない。権利者が得ることができるはずもなかった損害を認めることは、填補賠償の原則からは到底許されるものではない。結局のところ、2項の適用が否定された上で3項により認められる損害額と大差ない額に留まることになる。損害額が低額になるという事態も、そもそも生じた損害がその程度であったというだけであって、これに見合うだけの賠償額が認められたというに過ぎない。生じた損害を超える賠償を認めることは、もとより填補賠償の原則に反することになり、そのような事態を看過することはできないのである。以上の研究により、特許法と著作権法においては、填補賠償原則を前提とした統一的な損害額算定手法を用いるべきことが明らかとなり、損害賠償理論のさらなる発展に寄与した。

他方、差止請求に関しては、前述のように、個別事案をベースとする具体的な検討に従事した。たとえば、損害賠償請求に関する議論を含むものではあるが、IoT時代を迎えた現代において喫緊の課題となっているネットワークを中核とした情報技術に関する知財保護のあり方の検討と国境をまたいだ知的財産利用行為への対処について考察し、その成果を公表した。具体的には、「ネットワーク関連発明」が複数国にまたがって実施されたケース（たとえば、発明の構成要件の一部が日本で、別の一部が他国で実施されたというケース）について、いかなる場合に、我が国の特許権侵害を理由に差止め・損害賠償を認めることができるのかという問題を取り上げた。この問題については、「特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められる」といういわゆる「属地主義の原則」を出発点に、「実施行為」の場所が日本国内であるといえる場合にのみ我が国での差止め・損害賠償が認められるとし、この判断を「主たる行為地」がどこかという基準で行うべきと説く立場が有力であった。しかしながら、本研究では、ネットワークによる結びつきが強固となり、これまで以上に国境という概念が希薄になった現代においては、もはや、属地主義の原則に強く固執すべきではなく、より柔軟な抵触法的判断を志向すべきと結論づけた。すなわち、特許権侵害については、差止請求・損害賠償請求を問わず、不法行為と法性決定し、法の適用に関する通則法17条により加害行為の結果発生地の法を準拠法とした上で（特に差止請求の準拠法に関しては、最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁〔カードリーダー〕とは異なる立場である）加害行為の結果発生地を、侵害行為によって特許発明に対する需要（投下資本回収等の機会）が奪われる地すなわち「市場地」と捉えた。IoT時代を迎えクラウド環境が整備された現代では、自らが収益を上げようとする市場地とは別の場所でシステムを（分散的に）構築し、これをネットワークで結合することにより、目的とする市場でサービスを展開し収益につなげるということが容易になっている。世界がネットワークで容易に結びつく時代にあっては、どの地に装置・機器が置かれているのか、どの地で装置・機器の操作が行われているのか（実施行為がどこで行われているのか）それ自体はもはや重要性を失っている。したがって、たとえば、ネットワークで接続されたサーバやユーザー端末から構成されるシステム発明について日本で特許権が取得されているという場合には、日本市場を収益を上げるためのターゲッ

トにした実施行為があれば、サーバ等がどの国に置かれていようとも、あるいは、行為自体がどの国で行われていようとも、我が国の特許権者は、日本特許権の侵害を理由とする差止め・損害賠償請求が認められるとの結論に至った。差止請求に関しては、そのほか、外国語サイト等における標章の使用やコスチュームの使用・貸与等に対して不正競争防止法2条1項1号・2号に基づく差止請求等が行われた事案について、差止請求の可否及び範囲について批判的な判例研究を行い、その成果を公表した。

ほかに、知的財産権侵害に対する救済に関連した研究として、複数主体が特許発明の分担実施を行うというケースについて、いかなる場合に、単独で特許発明の全部実施が行われた場合と同様の侵害責任を課し、差止め・損害賠償を認めるべきかを検討したほか、不使用取消審判によって商標登録が取り消されるべき商標権についてその行使を許すべきかという問題を扱った裁判例の研究なども行い、成果を公表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 94号
2. 論文標題 特許権侵害による損害賠償債務不存在確認訴訟における確認の利益	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 L&T	6. 最初と最後の頁 53-64頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 157巻1号
2. 論文標題 創作法（特許法・著作権法）における損害賠償制度	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 4-32頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 なし
2. 論文標題 IoT時代における「属地主義の原則」の意義 - 「ネットワーク関連発明」の国境を越えた実施と特許権侵害	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 牧野利秋編『最新知的財産訴訟実務』	6. 最初と最後の頁 262-277頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 なし
2. 論文標題 不使用取消審判によって取り消されるべき商標権の行使の許否〔moto事件〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商標・意匠・不正競争判例百選	6. 最初と最後の頁 80-81頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 84号
2. 論文標題 コスチュームの使用や外国語サイト等における標章の使用等と不正競争行為および著作権侵害	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 L&T	6. 最初と最後の頁 97-106頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 なし
2. 論文標題 第5要件【マキサカルシトール事件上告審】	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 特許判例百選【第5版】	6. 最初と最後の頁 22-23頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 なし
2. 論文標題 複数主体による特許権侵害	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 小松陽一郎先生古稀記念論文集『特許権侵害紛争の実務』	6. 最初と最後の頁 390-404頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 愛知靖之	4. 巻 63巻9号
2. 論文標題 商標権の無効の抗弁及び『エマックス抗弁』と不正競争防止法2条1項1号・商標法4条1項10号の周知性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 AIPPI	6. 最初と最後の頁 10-25頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 愛知靖之、前田健、金子敏哉、青木大也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 520
3. 書名 知的財産法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------